

諮問番号：平成 30 年度(2018 年度)諮問第 7 号

答申番号：令和元年度(2019 年度)答申第 1 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

「熊本県知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る平成 30 年（2018 年）10 月 4 日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

対象児童の障害の状態は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号）別表第 3 の 2 級の第 8 号に定める「一上肢の機能に著しい障害を有するもの」に当たる。

対象児童は現在 4 歳であるが、3 歳でできるはずの服のボタンの留め外しができない。また、小学生になれば、鉄棒の授業などを受けることが難しく、中学生になれば自転車通学となるが、左手では自転車のブレーキをひくことができない。

以上のことから、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度及び日常生活が著しい制限を受ける程度のもの」に値すると考え、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

審理員意見書のとおり本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件処分に係る法令等の規定について

本件処分に係る特別児童扶養手当の認定事務は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「令」という。）及び「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年（1975年）9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知）の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）に基づいて行われている。

(2) 対象児童の障害の認定について

審査請求人が、本件処分に係る特別児童扶養手当認定請求書と共に提出した特別児童扶養手当認定診断書（以下「本件診断書」という。）によると、対象児童は左上肢の4指（示指、中指、環指、小指）機能の著しい障害があり、筋力は半減しているものの、おや指は残存しており、強直肢位はなく、手関節の他動可動域の制限を受けていないことが確認できる。

認定要領に基づき置かれている障害の状態を審査する医師（以下「判定医」という。）は、認定要領に基づき対象児童の障害の状態を審査した結果、非該当と判定した。

この判定を受けて、処分庁は本件処分を行ったものであり、この処分庁の判断は、法令、認定基準及び本件診断書の内容に照らし、合理的なものであり、そこに裁量権の逸脱や濫用があるとは認められない。

第4 調査審議の経過

平成31年（2019年）3月29日 審査庁から諮問

同年 4月18日 第1回審議

第5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の適法性及び妥当性

(1) 法令等の規定について

法第3条は、「障害児」を監護する父母等に対し特別児童扶養手当を支給するとしており、「障害児」とは、法第2条第1項において、「二十歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」とされている。同条第5項では、「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級及び二級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」とされている。これを受けて、令第1条第3項では、障害等級の各級の障害の状態を別表第3に定めており、その具体的な認定基準は認定要領に示されている。

認定要領2(4)では、原則として、「障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書(略)によつて行う」とされている。また、認定要領3(1)では、「都道府県又は指定都市においては、児童の障害の状態を審査するために必要な医師を置くこと」とされている。

これらのことから、障害の認定は、主治医が作成した特別児童扶養手当認定診断書に基づき、判定医が行った判定結果を受けて処分庁が行うものである。

(2) 対象児童の障害の認定について

ア 審査請求人は、対象児童は令別表第3の2級の第8号「一上肢の機能に著しい障害を有するもの」に該当すると主張しているため、この点について検討する。

認定要領においては、「一上肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、「一上肢の3大関節中いずれか2関節以上の関節が全く用を廃したもの」とされている。本件診断書によると、対象児童の左上肢の第2指

から第5指までの機能に障害があるとされているものの、3大関節（肩、肘及び手関節）には特段の障害がないとされている。

同号に規定する障害の状態は抽象的な内容になっているが、同号は、一上肢の障害について同じく規定する令別表第3の2級の第9号「一上肢のすべての指を欠くもの」及び第10号「一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの」と同等の障害の程度であると考えられる。この観点からみると、対象児童は、第9号及び第10号と対比しても、これらに相当する障害の状態にあるとは認められない。したがって、対象児童は、第8号には該当しない。

イ 審査請求人は、対象児童は「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度及び日常生活が著しい制限を受ける程度のものに値する」と述べているので、令別表第3の2級の第15号「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当するかどうかについても検討する。

認定要領においては、同号の障害の状態は、「両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの」とされている。同号は、身体の機能の障害が「前各号と同程度以上と認められる状態」を要件としていることから、上肢の障害にあつては、令別表第3の2級の第6号及び第7号で規定されている両上肢の障害の状態及び第8号から第10号までに規定されている一上肢の障害の状態と同程度以上の状態をいうものと考えられる。

そこで、本件診断書を詳細にみると、対象児童は、第6号から第10号までの要件には該当せず、左手及び両手での日常生活における動作には制限が見られるものの、つまむ、握る、顔を洗う（顔に手のひらをつける）等の基本的な動作は一人でもできるとされていることからすると、対象児童が第15号に規定する「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当するとはいえない。

ウ 以上のことから、対象児童を令別表第3に定める障害の状態には該当しないとした処分庁の判断は妥当である。

3 結論

以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第1部会

委員 出田孝一

委員 倉田賀世

委員 松永寿